

令和7年 志布志市教育委員会第5回定例会 議事録

- 1 開催日時 令和7年5月27日（火）
開会 午前8時55分 閉会 午前10時58分
- 2 場 所 志布志市役所 本庁5階 第2委員会室
- 3 出席者 教育長 福田 裕生
委 員 松原 治美 委 員 島津 陽亮
委 員 津町千代子 委 員 益田 裕子
- 4 出席した職員 教育総務課長 児玉 雅史 学校教育課長 淀 修司
生涯学習課長 河野 尚仁 学校教育課参事 前畑あさよ
図書館グループリーダー 田之口俊博 学校給食センターグループリーダー 本田 博文
総務施設グループリーダー 橋本 淳二
- 5 欠席委員 なし
- 6 会順及び結果
 - (1) 開 会
 - (2) 前回議事録の承認
令和7年教育委員会第4回定例会議事録【承認】
 - (3) 教育長の報告
報告第25号 専決の報告について（就学すべき学校の指定）
報告第26号 専決の報告について（区域外就学）
報告第27号 専決の報告について（しぶしウミウシ観察会の後援）
報告第28号 専決の報告について（志布志市バスケットボール体験教室の後援）
報告第29号 専決の報告について（県民文化フェスタinおおすみの後援）
報告第30号 専決の報告について（大野博文展～帰郷～の後援）
報告第31号 専決の報告について（第37回 カブト虫相撲大会の後援）
報告第32号 専決の報告について（志布志市文化協会松山支部 芸術祭の後援）
報告第33号 臨時代理の報告について（志布志市社会教育委員の委嘱）
報告第34号 臨時代理の報告について（志布志市公民館運営審議会委員の委嘱）
報告第35号 臨時代理の報告について（志布志市スポーツ推進委員の委嘱）

(4) 議 事

議案第 7 号 志布志市奨学生選考委員会委員の委嘱について【可決】

議案第 8 号 志布志市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について【可決】

議案第 9 号 志布志市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について【可決】

議案第10号 志布志市スポーツ推進審議会委員の委嘱について【可決】

議案第11号 志布志市立図書館協議会委員の委嘱について【可決】

議案第12号 令和 7 年度一般会計補正予算（第 2 号）に関する意見の申出について【可決】

(5) 委員から提出された動議の討論等【なし】

(6) 報告及び協議

ア いじめ・不登校について

イ 志の姿・ホットな話題について

ウ 松山地域の学校統合に係る設置方針（案）について

エ 学校給食における飲用牛乳の対応（案）について

オ 学校におけるカスタマーハラスメントへの対応に関する指針（案）について

(7) その他（連絡・報告）

(8) 閉 会

◇ 議 事 の 要 旨

1 開 会（午前 8 時 55 分）

教 育 長 <挨拶>

ただ今から、令和 7 年教育委員会第 5 回定例会を開会いたします。

全員出席であります。これから本日の会議を開きます。

本日の議事とその順序は、お手元に配布してあります会順に基づき進めてまいりますので、御了承ください。

2 前回議事録の承認（午前 8 時 56 分）

教 育 長

まず、令和 7 年教育委員会第 4 回定例会議事録の承認でございます。事務局の方で委員の方々に回覧いただいたと思います。議事録に御異議ございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

御異議なければ承認といたしますので、議事録の署名をお願いいたします。

<令和 7 年教育委員会第 4 回定例会の議事録は、委員全員の承認により署名>

3 会議の公開等（午前 8 時 57 分）

教 育 長

次に、会議の公開等について、お諮りいたします。

報告第 25 号、報告第 26 号及び会順 6 報告及び協議の(1)は、個人情報扱う案件でありますので、これを非公開としたいと思います。また、公開用資料の調製については、教育長に一任をお願いします。御異議ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

異議なしと認めます。

4 教育長の報告（午前 8 時 58 分）

教 育 長

次に、教育長の報告でございます。本日の報告は 11 件です。

それでは、「報告第 25 号 専決の報告について（就学すべき学校の指定）」、事務局の報告を求めます。

教育総務課長

＜資料に基づき説明：転居に関する理由等に変更する児童生徒の保護者から申請があり、許可した案件5件を報告＞

【 ～ 本 報 告 は 非 公 開 ～ 】

教 育 長

次に、「報告第26号 専決の報告について（区域外就学）」、事務局の報告を求めます。

教育総務課長

＜資料に基づき説明：その他の理由（その他やむを得ないと認められる事情がある場合）で児童生徒の保護者から申請があり、許可した案件2件を報告＞

【 ～ 本 報 告 は 非 公 開 ～ 】

教 育 長

次に、「報告第27号 専決の報告について（しぶしウミウシ観察会の後援）」、事務局の報告を求めます。

学校教育課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

次に、「報告第28号 専決の報告について（志布志市バスケットボール体験教室の後援）」、事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

次に、「報告第29号 専決の報告について（県民文化フェスタ in おおすみの後援）」、事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

次に、「報告第30号 専決の報告について（大野博文展～帰郷～の後援）」、事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

次に、「報告第31号 専決の報告について（第37回 カブト虫相撲大会の後援）」、事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

次に、「報告第32号 専決の報告について（志布志市文化協会松山支部 芸術祭の後援）」、事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

次に、「報告第33号 臨時代理の報告について（志布志市社会教育委員の委嘱）」、事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

次に、「報告第34号 臨時代理の報告について（志布志市公民館運営審議会委員の委嘱）」、事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

次に、「報告第35号 臨時代理の報告について（志布志市スポーツ推進委員の委嘱）」、事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

5 議事（午前 9 時10分）

教 育 長

それでは、次に議事に入ります。

「議案第 7 号 志布志市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

＜資料に基づき説明：志布志市奨学生選考委員会委員の委嘱するため、教育委員会の議決を経る必要がある件を説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。採決の方法につきましては、志布志市教育委員会の行政組織等に関する規則第12条第 2 項で順次各委員の賛否の意見を求めて行うものと規定されております。

お諮りします。「議案第 7 号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第7号」は、原案のとおり可決することに決定しました。
それでは、次の議事に入ります。

「議案第8号 志布志市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」を
議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

＜資料に基づき説明：志布志市立学校給食センター運営審議会の委員を委嘱する
ため、教育委員会の議決を経る必要がある件を説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありますか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第8号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第8号」は、原案のとおり可決することに決定しました。
それでは、次の議事に入ります。

「議案第9号 志布志市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」を議題と
いたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

学校教育課長

＜資料に基づき説明：志布志市いじめ問題専門委員会委員を委嘱するため、教
育委員会の議決を経る必要がある件を説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第9号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第9号」は、原案のとおり可決することに決定しました。
それでは、次の議事に入ります。

「議案第10号 志布志市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

生涯学習課長

<資料に基づき説明：志布志市スポーツ推進審議会の委員を委嘱するため、教育委員会の議決を経る必要がある件を説明>

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第10号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第10号」は、原案のとおり可決することに決定しました。それでは、次の議事に入ります。

「議案第11号 志布志市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

生涯学習課長

＜資料に基づき説明：志布志市立図書館協議会の委員を委嘱するため、教育委員会の議決を経る必要がある件を説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第11号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第11号」は、原案のとおり可決することに決定しました。
それでは、次の議事に入ります。

「議案第12号 令和7年度一般会計補正予算（第2号）に関する意見の申出について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

学校教育課長

＜資料に基づき説明：令和7年度志布志市一般会計歳入歳出予算における学びの
多様化学校整備事業、小学校施設改修事業等に要する経費を補正することについ
て、意見を申し出る件を説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

現在、使用している備品で、引き続き使用できる備品がありますか。

学校教育課長

現在、有明庁舎別館に置かれているスチール製の棚など使用できる備品につきま
しては、学びの多様化学校で引き続き使用することとしています。

教育総務課長

最初は、学びの多様化学校の保健室で使用するベッドを備品購入費で予算計上し
ていましたが、使用できる備品は使用することが基本的な考え方ですので、現在、
伊崎田中学校の保健室で使用しているベッドの状態を確認したところ、まだ使用で
きるということでしたので、学びの多様化学校で引き続き使用したいと考えており
ます。学校教育課、教育総務課、学校を含めて、備品の状態を確認した上で、今後
の整備を進めたいと考えています。

教 育 長

他に質疑ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第11号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第11号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

6 委員から提出された動議の討論等（午前9時26分）

教 育 長

次に、委員からの「動議の討論等」はございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

7 報告及び協議（午前9時27分）

(1) いじめ・不登校について

教 育 長

それでは、次に報告及び協議に入ります。まず、「いじめ・不登校について」、96ページまで、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

<資料に基づき説明>

【 ～ 本 報 告 は 非 公 開 ～ 】

(2) 志の姿・ホットな話題について

教 育 長

それでは、次に「志の姿・ホットな話題について」事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

<資料に基づき説明>

教 育 長

それでは、何か質問等ありませんか。

松 原 委 員

運動会・体育大会の話題がありましたが、今の時期に開催する学校は何校ありますか。

学校教育課長

今のところ3校です。有明中と先日の伊崎田学園、5月中旬に原田小が開催しました。原田小は開催予定日が雨の予報でしたので、金曜日には延期を決定し、月曜日に開催したところです。

(3) 松山地域の学校統合に係る設置方針（案）について

教 育 長

それでは、次に「松山地域の学校統合に係る設置方針（案）について」事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

＜資料に基づき説明＞

学校教育課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

それでは、何か質問等ありませんか。

松 原 委 員

義務教育学校は9年間を見通したカリキュラムになると思いますが、例えば、小学6年生で習う内容を中学1年生で習うことも可能になるのですか。その場合は、全国学力テストなどはどうなりますか。習っていない問題がテストで出ることもあるのでしょうか。

学校教育課長

一般的には、カリキュラムの内容は変わらないですが、9年間の長期間で見通しますので、4年生時に少し5年生の内容に取り組むこともカリキュラム次第では可能になります。

教 育 長

基本的には、国の学習指導要領に沿うことになりますので、学年ごとの教科内容を大きく変えることはできないところです。

学校として、例えば総合的な学習などはこれまで小学校は小学校で、中学校は中学校でそれぞれ系統立てて取り組んでいましたが、5年生から9年生までを系統立てて作ることは可能ですし、このように取り組んでいる義務教育学校は多々あります。

松 原 委 員

先日、地域コミュニティの会長を含めた懇親会がありまして、情報交換しましたが、新たな学校が設置されるまでまだ時間がありますが、楽しみにしていました。

規模的にはどのくらいの児童生徒数になりますか。

学校教育課長

現在、中学校の生徒数が約100人、小学校の児童数が3校で約150人となっています。

教育総務課長

統合時は、中学校の生徒数が84人、小学校の児童数が100人になる見込みで、6年後は中学校・小学校共に1学年20人の1クラスになる見込みとなっています。

松原委員

是非、地域の人口を増やす施策をお願いしたいと思います。人口減少に歯止めが掛からないのを静観するのではなく、新しい学校ができるので、市営住宅を造るなどいろいろ調査していただきたいと思います。地元ですので、総合教育会議の中で市長をお願いしたいと思います。

益田委員

本市初となる9年間を見通す義務教育学校の設置し、「教育のまち松山」を目指すと思います。この取組により、教育のまち志布志市へ展開していけば良いなと思うところです。

教 育 長

私も教育のまち志布志市にしたいと思っています。そのために、いろいろな施策を展開しながら、学校整備も含めて取り組みます。そして、今回の松山地域が教育のまちを自分たちで掲げられていますので、そのことにより2志布志市全体が教育のまちに発展するように、一緒になって取り組み、知恵を出し合ひましょう。

学校教育課長

補足ですが、資料に「本市初となる9年間を見通す義務教育学校」と記載がありますが、今回整備する学びの多様化学校も義務教育学校になります。学びの多様化学校は小学4年生から中学3年生までの6年間ですので、この9年間という期間では、本市初となる義務教育学校ということで記載させていただきましたので、よろしくをお願いします。

松原委員

9年間を見通した義務教育学校は、学力の向上が見込めますか。

教 育 長

伊崎田学園は、7、8年前にそれぞれの小学校と中学校を一貫型の学校にしました。当時は今ほど学力がなかったように思います。一貫校として、徐々に先生方の思いが1つになり、指導の在り方も工夫され、確実に学力が付いてきました。

小・中学校の先生方は、それぞれ小学校や中学校でお互いに乗り入れ授業ができる状況になれば、教科の学びの系統性がおのずと意識されてくると思いますので、

学力が付いていくことが期待できると思っています。

他にございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

(4) 学校給食における飲用牛乳の対応（案）について

教 育 長

それでは、次に「学校給食における飲用牛乳の対応（案）について」事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

それでは、何か質問等ありませんか。

松 原 委 員

アレルギーのある児童生徒には、今のところ代替の飲み物は提供していないということですので、牛乳を飲めない児童生徒は何も飲み物がないので、食べにくいのかなと思います。ペットボトルのお茶とか別の飲み物とか色々あると思いますが、提供していないのが現状ということで理解しました。

4の(3)に「飲用牛乳停止届の提出による給食費の減額は行わない。」とあります。飲まない牛乳の分の給食費は減額しないということだと思いますが、飲めないのであれば、減額しても良いのかなという気がします。

飲めないから、食べれないからといって減額していたらきりが無いと思いますが、これまでの調査の中で大量の牛乳が廃棄されている現状を考えると、届け出制度を導入するのであれば、減額しても良いと思います。

教育総務課長

現在、児童生徒は、基本的に水筒を持ってきたので、それで水分補給をしています。昔みたいに、喉が渴いて牛乳を飲むという環境ではないことから、本市においては、アレルギーがある児童生徒には代替の飲み物は何も提供していません。近隣の市町村の状況は、曾於市においては、アレルギーで牛乳を飲めない児童生徒に代替の麦茶を提供しているということでしたので、本市においても代替の飲み物の提供を考えていますが、水分を多く取らない児童生徒に代替の飲み物を提供しても、それがロスに繋がるおそれもありますので、選択制にしたいと考えています。

牛乳を停止したときの給食費の減額につきましては、総合教育会議までに再度検討していきたいと考えています。

今後は、食品ロス削減のため、給食の時間を多く確保する取組をしたいと考えて

います。給食を取りに行って教室に帰ってくるのに時間が掛かってしまい、物理的に給食を食べる時間が短くなっています。そこをどのように改善することができるのか、栄養教諭や給食センターを含め、学校現場の先生方と協議していきたいと考えています。

松 原 委 員

これまでの調査の中で相当なロスがあり、もったいないという感覚があつて、この状況をどうにかしないといけないと思っています。市内の児童生徒で牛乳を飲めない人は何人いますか。

教育総務課長

アンケートでは17人が飲めないと回答していますが、飲用牛乳を停止した自治体では、小学生の3%、中学生の4%が停止届を提出したとのことでしたので、本市においても同程度になるのではと思っています。

本市は、リサイクル率が高く、野菜等の食品残渣は全て堆肥化しているところです。牛乳の廃棄につきましては、有明地区の農業集落排水施設で生活排水として処理され、資源化されていない状況ですので、リサイクルの観点からも排出しない取組が必要と考えています。

教 育 長

ストローを使用すると味も緩和されると思いますので、このような飲めるための工夫もお願いしたいと思います。

教育総務課長

ストローを準備することも考えています。教育委員会への異動後に給食を久しぶりに食べる機会がありましたが、ストローがなくて、牛乳パックに直接口を付けて飲むことが非常に難しかったので、これを小学校低学年の児童の小さな手でバランスよく口に運ぶことができるのかと思いました。

ストローはプラスチックですので、本市ではリサイクルします。学校の負担が増えるかもしれませんが、ストローを教室に備え付けておいて、希望する児童生徒に使っていただければと思っています。このような取組によって少しでも牛乳を飲む児童生徒が増える可能性を広げていきたいと思っています。

教 育 長

牛乳によるカルシウム摂取が有意義であることの周知や飲み方の工夫もしていくことなども含めて、まずは取り組んでみる。飲用牛乳の停止の時期については、少し考えたいと思っています。アンケートをして、このような結果が出ましたので、2学期から停止するということをどう思いますか。これからもう1回各学校、保護者に対してカルシウム摂取の重要性をしっかりと説明した上で、ストローを使用するなど飲み方の工夫をして、それでも牛乳を飲むことができないという状況がはっ

きりした時点で停止するというのでしょうか。

教育総務課長

アンケートの結果で飲用牛乳を停止することによって、救われる児童生徒がいることが分かりました。そこについては並行して取り組むことができるのではないかと考えています。また、このようなことも含めて、総合教育会議で協議していただきたいと思います。

教 育 長

学校現場や校長先生たちのいろいろな思いがあると思いますので、もう少しそこは、慎重にした方が私は良いと思います。

島 津 委 員

今、飲めない児童生徒の牛乳は捨てているのでしょうか。

教育総務課長

基本的には食缶等に戻して、牛乳パックはリサイクルしています。その後給食センターに帰ってきて、食品残渣から水分を分離した際に、そのまま排水溝に流しているとのことでした。収集業者に委託しているので、その業者がリサイクルしていると思っていましたが、水分は一般家庭と全く一緒の処理をしています。

益 田 委 員

アンケートには、家庭でどのようにカルシウム摂取していますかという項目はなかったのでしょうか。

教育総務課長

アンケートの項目は、報告書表紙の裏側に記載がありますが、設問は4つです。問1は校区、問2は子供が牛乳を飲んでいないのか、飲んでない人と分からない人には理由を書いています。問3は停止届についてどう思うか。問4が全体的な学校給食に関する意見等という構成にしていますので、そのような家庭での取組については、項目を設けていないところです。いろいろ聞きたいこともありましたが、質問数が多くなることによって回答数が減ってしまうことから、今回、この取組に必要な部分のみの必要最小限の質問としたところです。

松 原 委 員

牛乳を飲む人と飲まない人では、1年間のカルシウムの摂取量は相当違ってくると思います。

益 田 委 員

学校で牛乳を飲まない子供は、家庭でも飲まないと思います。

教育総務課長

学校給食の摂取基準の中で、1日に必要なカルシウムの50%は給食で摂取するようになっています。牛乳を飲むことによりこの基準はクリアしますが、家庭で牛乳

を飲むのはなかなか難しく、土日は更に摂取量が下がっていくと思いますので、学校給食で牛乳を出すことは、非常に効果的です。子供のうちから牛乳を飲むことで、大人になっても飲み続ける習慣につながるという効果もあります。一方では、家庭でも、学校でも牛乳を飲めない子供がいるという現状があります。

教 育 長

いずれにしても飲用牛乳の重要性をもう 1 回、これから 2 学期に掛けてしっかりと指導する期間を設ける必要があると思っています。学校に説明すれば、おそらく校長先生たちから似たような意見があるのではと思います。

他にございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

(5) 学校におけるカスタマーハラスメントへの対応に関する指針（案）について

教 育 長

それでは、次に「学校におけるカスタマーハラスメントへの対応に関する指針（案）について」事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

<資料に基づき説明>

教 育 長

この指針を策定するためのこれまでの経緯を課長の方から説明していただきました。内容等につきましては、現時点では案のとおりですが、追加する事項や修正する部分があると思います。委員の皆様には、じっくりと読み込んでいただいて、次の定例教育委員会で御意見をいただければと思います。このような指針が必要かどうかもお聞きしたいですし、他に盛り込むとしたらどのような内容なのか、この示された案で十分なのか。全体が整理された後はどのような手順で公表するのかなど御意見をお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

松 原 委 員

先生方を守るという意味でもしっかりと整備することが必要だと思いますし、できるだけ早く内容を整理していただければと思います。

学校教育課長

指針を定めることで、1 つの抑止力にもなると考えています。

教 育 長

抑止力の意味合いも含めて、更に内容を精査していくことで準備していただきたいと思います。

他にございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

8 その他（連絡・報告）（午前10時49分）

教 育 長

それでは、次の「その他」の連絡・報告に入ります。

まず、行事報告について、委員の方々から何かお聞きになりたいことはございませんか。また、事務局から報告しておきたいことがあればお願いします。

津 町 委 員

生涯学習課の青少年海外研修事業の作文・面接審査を行いました。6月15日の夜に面接がありました。定員は中学生5人、高校生5人となっていますが、2倍ぐらゐの応募がありまして、面接に臨んでいただきました。中学生・高校生は自分の気持ちをまとめて、面接に臨んで、その姿がとても感動的なものでした。審査はとても悩みましたが、その中で、しっかりと自分の意見をまとめて、言える方が選ばれたと思います。不合格にあった方も半数いますが、イングリッシュキャンプも予定しているところですので、再度チャレンジする気持ちを持っていただけたらありがたいと生涯学習課長が話されたので、私もそのように思いました。

合格した子供たちの学校にもバラつきがあつて、とても良い感じになると思いますし、楽しみにしています。

教 育 長

「行事予定」について、委員の方々から何かお聞きになりたいことはございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

それでは、次に進みます。

各グループからの報告をお願いします。

それでは、学校給食センターグループリーダーからお願いします。

学校給食センターGL

<動画による情報発信、給食残渣調査、栄養教諭による訪問指導について報告>

教 育 長

次に、図書館グループリーダーをお願いします。

図 書 館 G L

<6月の取組、読書指導員研修会について報告>

教 育 長

次に、生涯学習課長をお願いします。

生涯学習課長

＜史跡巡りウォーキング「麓と津」の開催について報告＞

教 育 長

松山分室と有明分室からの報告が113ページに記載されていますので、御確認ください。

教 育 長

それでは、6月の定例教育委員会については、6月24日、火曜日午前9時30分から、会場は5階の会議室です。よろしくお願いします。

以上で本日の会議を終了します。これにて散会します。ありがとうございました。

9 閉 会（午前10時58分）